

業務指示書

インド国ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida. Kiyoshi@jica. go. jp

質問に対する回答：2017年5月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：治山又は砂防の調査・設計・施工管理に関する業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／治山事業調査／治山事業設計・積算）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：治山又は砂防に関する調査・設計業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 治山事業施工管理】

- 1) 類似業務の経験：土木（治山を含む）に関する施工管理業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年5月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りま。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

業務指示書第3の5. 現地再委託に記載の地形測量、CAD, 地質調査。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(INR1 = 1.712880 円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 119.828 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月 1日(木) 16:00 ~ 17:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／治山事業調査／治山事業設計・積算
治山事業施工管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

77.85 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月12日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調査) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調査は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
インド国ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/治山事業調査/治山事業設計・積算	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 治山事業施工管理	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

インドにおける森林面積は、植林等の森林保全活動の実施により 1990 年代から年々増加傾向にあり、2015 年の森林被覆率は 21.3%となっている¹。他方、違法伐採や過剰採取等が原因となり、森林劣化の状況は改善されておらず、森林面積に占める疎林（樹冠疎密度が 10%以上 40%未満）の割合は 42.8%（2015 年）に上る¹。

このような中、森林地域を擁する山間地では、森林地域を起源とする洪水・土砂災害が毎年のように発生しており、治山による水源のかん養や土壌侵食防止といった、防災・減災の観点からの森林の質的向上が同国の森林管理上重要な課題となっている。

特に、ヒマラヤ山系の急峻な地形を有するウッタラカンド州においては、2013 年 6 月の豪雨により大規模な洪水と土砂崩れが発生した結果、同州の北部地域を中心に 4,200 村落が被災、6,000 人もの死者・行方不明者を出すという同国における未曾有の山地災害となった²。洪水と併せて発生した斜面崩壊等の多くは、ウッタラカンド州森林局（UKFD: Uttarakhand Forest Department、以下「UKFD」という。）が管轄する森林地域で発生しており、治山技術を用いた森林復旧、防災・減災対策が求められている。

このため、2014 年 4 月に調印した円借款事業「ウッタラカンド州森林資源管理事業」（以下「円借款事業」という。）においては、UKFD を実施機関として、森林保全活動に加えて治山事業、林道復旧、避難施設整備等を行う防災・災害対策コンポーネント（総事業費 18,019 百万円のうち 2,184 百万円）が計画されており、円滑な事業実施のために技術体系の確立及び組織体制の整備が課題となっている。

かかる背景の下、JICA は、2014 年に「ウッタラカンド州山地災害に係る補足調査」を実施して先方のニーズ及び協力の枠組を確認してきた。2015 年 12 月には、インド政府から我が国に対して、「ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）実施の要請がなされた。本要請を受けて、JICA は 2016 年 2 月に第 3 次事前調査を実施し、協力のフレームワークについてインド政府と合意し、同年 8 月 29 日にその内容を示した討議議事録（Record of Discussions、以下「R/D」という。）の署名・交換を行った。

これに基づき、2017 年 3 月より 2022 年 3 月までの 5 カ年の期間で、UKFD をカウンターパート（以下「C/P」という。）として、本プロジェクトが実施中であり、JICA は長期専門家としてチーフアドバイザー／治山計画と治山研修／業務調整の 2 名を派遣している（2017 年 3 月～2019 年 3 月）。

本業務は、上記の R/D に基づき、長期専門家との協力の下、ウッタラカンド州に適合した治山技術の開発、UKFD 及び他の関係機関職員の知識・能力の向上及び開発された治山技術の州内及び他州への共有等を通じ、同州において治山技術を用いた山地

¹ Forest Survey of India, India State of Forest Report 2015

² World Bank(2013), International Association Project Appraisal Document on a Proposed Credit in the amount of SDR 163.0 million Equivalent) to the Republic of India for a Uttarakhand Disaster Recovery Project

災害対策（治山事業）を適切に実施する体制の確立を図り、もって同州における治山事業の適切な実施及びヒマラヤ地域他州における治山の知識・技術の普及に寄与することを目的として実施する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト

(2) 上位目標

- ① ウッタラカンド州の森林地域において、治山技術を用いた山地災害対策が適切に実施される。
- ② ヒマラヤ地域の他の3州³において、治山の知識・技術が普及される。

(3) プロジェクト目標

ウッタラカンド州において、治山技術を用いた山地災害対策を適切に実施する体制が確立される。

(4) 期待される成果

- 成果1 ウッタラカンド州に適合した治山技術が開発される。
- 成果2 UKFD 及び他の関係機関職員の治山に関する知識・能力が向上する。
- 成果3 開発された治山技術が、州内及びヒマラヤ地域の他の3州に共有される。
- 成果4 「ウッタラカンド州森林資源管理事業」の防災・災害対策コンポーネントへの関与により、同事業との連携が行われる。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1 森林地域の斜面被害所在図を作成・更新する。
- 1-2 既定の選定基準に則り、治山技術の展示効果を持つモデルサイトを選定する。
- 1-3 モデルサイトの調査を実施し、被害発生メカニズムを分析する。
- 1-4 モデルサイトにおいて治山事業の設計を行う。
- 1-5 モデルサイトでの治山事業の施工請負業者を調達・契約する。
- 1-6 承認された設計に従ってモデルサイト完工までの治山事業施工を監督する。
- 1-7 モデルサイトの完工後、定期的なモニタリングを行う。
- 1-8 治山事業ガイドラインを作成する。
- 1-9 治山事業設計マニュアルを作成する。
- 1-10 治山事業標準施工基準を作成する。

³ 事前調査において、ヒマーチャル・プラデシュ州、シッキム州及び西ベンガル州を想定することでUKFDと確認している。

1-11 モデルサイトにおいて、UKFD 職員による治山技術モデルの評価を行う。

【成果 2 に係る活動】

2-1 技術移転計画策定のための基本調査を実施する。

2-2 治山事業の基本的概念、事業計画書の作成、各種調査及び治山施設の設計・施工監理等を含む技術移転計画を策定する。

2-3 技術移転計画書に基づき OffJT 及び OJT を実施する。

2-4 UKFD 職員の知識・技術の向上水準を評価する。

【成果 3 に係る活動】

3-1 治山事業の情報共有のための計画が策定される。

3-2 ウッタラカンド州の関係者を対象とするセミナーやワークショップを開催する。

3-3 環境森林・気候変動省と協働してヒマラヤ地域他州の関係者を対象とするセミナーやワークショップを開催する。

3-4 森林及び他の主要開発セクターにおいて、山地災害対策としての治山事業の主流化に向けた政策提言を取りまとめる。

3-5 森林局と他の関連部局との間で治山事業に関する政策協議会を設置する。

3-6 設置された政策協議会で治山事業に関する定例会議を開催する。

3-7 情報共有の程度を確認する。

【成果 4 に係る活動】

4-1 活動 1-1 に基づき、治山事業の対策工候補地の選定・優先順位付けをする。

4-2 モデルサイトにおける OffJT 及び OJT を通じ、円借款担当技術者の能力を強化する。

4-3 「ウッタラカンド州森林資源管理事業」の対策工候補地における治山事業の現地調査、設計、監督を支援する。

(6) 対象区域

ウッタラカンド州の森林地域

(7) 関係官庁・機関

ウッタラカンド州森林局 (UKFD)

3. 業務の目的

「ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト」に関して、本プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現させ、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年8月29日にインド政府と締結したR/Dに基づいて実施される本プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方法及び留意事項

(1) 長期専門家との連携

本プロジェクトに派遣中の長期専門家2名（2017年3月に着任）は、①モデルサイトの選定、②治山事業の技術基準の策定、③UKFD職員等を対象としたOJT及びOff-JTの実施及び他州等への普及展開を行う一方、コンサルタントは、長期専門家と十分な連携を図りつつ、モデルサイトにおける現地調査からモニタリングまでの技術指導、及び円借款事業の実施に対する技術支援を行う。

(2) 円借款事業「ウッタラカンド州森林資源管理事業」との連携

円借款事業においては、防災・災害対策コンポーネントの実施を支援する実施管理コンサルタント（PMC: Project Management Consultant）の調達が困難となっており、UKFDからは、本プロジェクトの専門家によるUKFDの関係職員への技術支援に関して強い要望が寄せられている。

このため、本プロジェクトにおいては、モデルサイトにおける現地調査から治山構造物の設計、請負工事の発注、施工管理、モニタリングに至るまでの一連の工程を支援することで、技術移転や各種技術基準の整備を行うこととし、治山工事に必要となる事業費については、円借款事業による資金を活用することでUKFDと合意している。なお、インド側の判断によっては、本業務の受注者は、円借款事業の入札参加資格を得られない可能性がある。

さらに、本事業では、円借款事業により雇用する技術者（ToE: Team of Engineers）⁴の協力を得ながらUKFD職員への技術移転を円滑に行う。

(3) 他ドナーとの連携

2013年の洪水被害を受け、世界銀行による借款事業「Uttarakhand Disaster Recovery Project」（2014～2017年、250万USD、以下「UDRP」という。）及びアジア開発銀行による借款事業「Uttarakhand Emergency Assistance Project」（2014～2017年、200万USD）が実施されている。

本プロジェクトとしては、連携強化及び成果普及を図るため、公共事業局をはじめとした関係機関に対して、現地研修、セミナー等への参加機会の提供等を行う。

⁴ 「ウッタラカンド州森林資源管理事業」ウェブサイト
（<http://www.jicauttarakhand.org/tender/4.1480143797.pdf>、2017年4月3日取得）

(4) モデルサイトの選定基準

本プロジェクトでは、治山事業を実施するモデルサイトを3か所設定することになっている。

1か所目については、州都 Dehradun からのアクセス、展示効果の高さ、工種のバラエティ、保全対象の重要性等を考慮して、Nirgad 村（Tehri garhwal 県 Narendranagar 地区）とすることを UKFD と合意している。

2か所目及び3か所目については、Dehradun からのアクセス、1か所目のモデルサイトで用いた工種の適用可能性及び環境社会配慮等を考慮しつつ、プロジェクト開始後にサイトを選定することになるが、UKFD は、州東部の Kumaon エリア（Nainital 県他5県）からのサイト選定に強い意向を示している。

なお、選定結果については、JCC の承認を経て決定する。

(5) 本邦技術の活用

モデルサイトにおける治山工事の実施に当たっては、UKFD より JICA に対して、日本の有する斜面对策技術の導入が強く期待されている。一方で、円借款事業の調達は、国内競争入札により実施される予定であることから、詳細設計における工法検討に当たっては、C/P への技術移転の持続性、調達方法、資機材調達の実現可能性などの観点から検討する必要がある。

(6) 治山工事の設計・施工に係る瑕疵担保責任

R/D においては、UKFD 及びインド政府の了解事項として、次の2点を明記している：

(ア) UKFD 及びインド政府は、JICA 専門家による故意又は重大な過失によらない限りにおいて、プロジェクトにおける業務の実施に起因して又は関係して生じる請求に対して対抗措置を取らない。

(UKFD and GOI will bear claims, if any arises, against JICA experts resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their duties in implementation of the Project, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of JICA experts.)

(イ) JICA 専門家が作成した成果品に基づく責任は UKFD に帰属する。

(UKFD will take responsibilities that may arise from the products of the Project.)

(7) 施工時期の制限

当地域は、6月から9月までが雨季に当たることから、工事の安全管理の点からモデルサイト内での業務が制限されることに留意する必要がある。なお、1か所目のモデルサイトである Nirgad 村に近い Dehradun 県 Rishikesh 市では、年間降水量が約 1,300mm であり、雨季のピークである7月の月降水量は約 500mm となっ

ている。

(8) 専門家の要員・体制計画

中華人民共和国「四川省震災後森林植生復旧計画プロジェクト」(2010年～2015年)では、「活動の内容に応じた効率的な専門家の投入」として、「3か所のパイロットサイトで同時並行的に治山設計／治山施工の専門家1名が現場指導することは、困難を極め、プロジェクト運営管理上の影響が生じた。専門家の投入に当たっては、繁忙期にも十分な指導が可能となるよう効率的な投入が必要である。」ことを挙げている。

このことから、本プロジェクトについては、各モデルサイトの工程や進捗を見極めつつ、業務従事者の体制・要員計画を機動的に見直していくこととする。

(9) 技術指導対象者

本プロジェクトにおける技術指導の対象者には、モデルサイトごとに組織される3つのタスクチーム(Divisional Forest Officerレベルの職員をタスクマネージャーとする4名のチーム)、モデルサイトが所在する森林管区の職員、円借款事業で雇用される技術者(ToE)を含む。

(10) ワークショップ等による成果普及及び広報

本プロジェクトにおいてはその成果を関係者間に広く普及するために、2年目以降年1回の頻度でワークショップやセミナーを開催することを想定している。資料作成、議事録の作成、プレゼンテーションの実施等のワークショップ開催に関する業務について、長期専門家の支援を行う。

また、本プロジェクトは、2013年6月に発生した洪水被害を受けて要請・採択された案件であり、同州政府の積極的な広報活動が期待される⁵ことから、本業務においても、長期専門家と協力して「自然環境保全分野の広報ガイドライン」に即した広報活動を実施する。

なお、ワークショップ開催にかかる費用については別途JICAが手当てするため、本契約にて経費の計上の必要はない。コンサルタントは実施における側面支援を行う。

(11) 会議への出席

本プロジェクトに関連する以下の会議に出席し、会議資料及び議事録の作成、提出を長期専門家と共同で行うこと。また、会議を円滑に進めるため、利用可能な視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明すること。なお、以下の(ア)の目的及び参加者等に関してはR/Dを参照すること。なお、会議の開催にかかる費用については別途JICAが手当てするため、本契約にて経費の計上の必要はない。

⁵UKFD作成のプロモーションビデオ (<https://www.youtube.com/watch?v=mHQR3SnAQYk>、2017年1月7日公開、2017年4月3日取得)

- (ア) 合同調整委員会 (JCC: Joint Coordinating Committee)
- (イ) 政策協議会における治山事業に関する定例会議 (活動 3-5 関連)
- (ウ) 進捗報告及び今後の実施方針・計画の検討に関する会議 (業務進捗報告書提出時)
- (エ) 進捗報告及び以降の活動方針・計画の検討に関する会議 (インテリムレポート提出時)
- (オ) プロジェクト活動報告に関する会議 (業務完了報告書提出時)
- (カ) 重要事項等の検討のために開催されるその他会議 (日本国内での会議を含む。)

6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。

なお、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、JICA インド事務所及び他関係機関との良好な協力体制のもと、以下の各活動を実施すること。現地作業については C/P への OJT を通じた実践的な能力の向上に留意すること。以下に想定される業務内容を記載するが、業務内容を参照し、以下の項目を含んだ効果的な業務実施方法があればプロポーザルで提案すること。

(1) 国内準備作業

インセプションレポート (IC/R) 案を作成し、JICA 地球環境部の承認を得る。

(2) 現地作業

- (ア) JICA インド事務所に対して IC/R 案を説明した後、JCC に参加し、インド側に IC/R 案を説明・協議し、承認を得る。
- (イ) C/P に対する技術移転・指導計画について C/P と協議し、具体的目標を明記した担当別技術移転計画を策定する。
- (ウ) 成果ごとの活動は以下を想定している。

【成果 1 に係る活動】

以下の活動のうち、長期専門家が主体となって実施する活動 1-1、1-2 については、長期専門家に対して成果品の一部を作成・提案する業務を示す。また、活動 1-3～1-7 については、コンサルタントが主体となって C/P と共同で実施する。

1-1 森林地域の斜面被害所在図を作成・更新する。

- (a) 山地災害の発生状況を把握するために利用可能な地図情報、調査報告書、現地情報等を収集し整理して、補完的に実施する現地調査計画案とともに長期専門家に提示する。
- (b) 既存の地図情報との整合性・相補性を考慮しつつ、斜面被害所在図を作成するために必要なデータベースの入力項目 (案) を長期専門家に提案する。

- (c) 文献・現地調査の実施、収集・作成した地図情報のデータベース化、GIS 上での斜面被害図の作成のために、次のように長期専門家が行うローカル専門家の調達事務を支援する。
 - ① 業務指示書案の提案
 - ② 見積価格
 - ③ 入札図書案の作成と長期専門家への内容説明等
 - (d) 斜面被害所在図の作成・更新マニュアル案を作成して、長期専門家に提案する。
- 1-2 既定の選定基準に則り、治山技術の展示効果を持つモデルサイトを選定する。
- 長期専門家が行う現地踏査に同行し、治山工事を実施する立場から調達方法や工期等の留意事項を提案する。
- 1-3 モデルサイトの調査を実施し、被害発生メカニズムを分析する。
- (a) 災害発生メカニズムの分析に必要な調査計画を立案する。
 - (b) 立案した調査を実施する。
 - (c) 調査結果に基づいて災害発生メカニズムを分析する。
- 1-4 モデルサイトにおいて治山事業の設計を行う。
- (a) 地形測量を実施する。
 - (b) 治山施設の設計に必要な調査計画を立案する(上記 1-3 の(b)と連携)。
 - (c) 立案した調査を実施する(上記 1-3 の(b)と連携)。
 - (d) 地形測量、各種調査結果に基づいて、治山工事の工種の決定も含めた概略設計を行う。
 - (e) 概略設計に基づいて必要な追加測量等を実施する。
 - (f) 各モデルサイトの治山工事の詳細設計を行う。
 - (g) 詳細設計に基づき積算を行う。
- 1-5 モデルサイトでの治山事業の施工請負業者を調達・契約する。
- (a) 請負業者の調達に向けて、契約書案、TOR 案、公示案を作成する。
 - (b) 長期専門家との協議を踏まえて、契約書、TOR、公示書を完成させる。
 - (c) UKFD が行う事前審査等を通じた請負業者のショートリスト作成を支援する。
 - (d) UKFD が行う業者選定のための公示を支援する。
 - (e) プロポーザルに基づく業者を選定に当たり、UKFD に対して技術的助言を行う。
- 1-6 承認された設計に従ってモデルサイト完工までの治山事業施工を監督する。
- (a) 治山工事の内容、方法、安全対策及びスケジュール等の詳細について、請負業者と確認する。
 - (b) 定期的に完成まで治山工事を監督するとともに、長期専門家と連携しつつ必要な指導を行う。
 - (c) 建設した治山施設を検査する。

- (d) 治山工事を完了させる。
- 1-7 モデルサイトの完工後、定期的なモニタリングを行う。
 - (a) 長期専門家との協議を踏まえて、モニタリングの方法を検討し決定する。
 - (b) 決められた方法に従って、モニタリングを行う。
 - (c) モニタリング結果を取りまとめて、治山施設を評価する。
 - (d) 瑕疵担保期間内に不具合が確認された場合に、請負業者に修繕を実施させる。
- 1-8 治山事業ガイドラインを作成する。

本活動は長期専門家（チーフアドバイザー／治山計画）が実施する。
- 1-9 治山事業設計マニュアルを作成する。

本活動は長期専門家（チーフアドバイザー／治山計画）が実施する。
- 1-10 治山事業標準施工基準を作成する。

本活動は長期専門家（チーフアドバイザー／治山計画）が実施する。

【成果2に係る活動】

以下の活動について、長期専門家に対して成果品の一部を作成・提案する業務を示す。ただし、活動2-3のうち本邦研修として行うOff-JTについては、「7. 本邦研修の実施」のとおり、コンサルタントが主体となって実施する。

- 2-1 技術移転計画策定のための基本調査を実施する。

治山工事を実施する立場から、請負業者の技術水準を調査して、C/Pに移転することが適当な技術や知識を長期専門家に提案する。
- 2-2 治山事業の基本的概念、事業計画書の作成、各種調査及び治山施設の設計・施工監理等を含む技術移転計画を策定する。

活動1-3～1-7-1に関する技術移転計画を立案して、長期専門家に提案する。
- 2-3 技術移転計画書に基づきOff-JT及びOJTを実施する。

長期専門家が策定した技術移転計画に基づき、活動1-3～1-7、4-3の実施を通じてOJTを実施するとともに、本邦研修としてOff-JTを実施する。
- 2-4 UKFD職員の知識・技術の向上水準を評価する。

関連するOJT及びOff-JTについて、長期専門家に理解度テスト案を提案する。

【成果3に係る活動】

以下の活動について、長期専門家の技術的バックアップ・作業支援として求められる業務を示す。

- 3-1 治山事業の情報共有のための計画が策定される。

本活動は長期専門家（チーフアドバイザー／治山計画、治山研修／業務調整）が実施する。
- 3-2 ウッタラカンド州の関係者を対象とするセミナーやワークショップを開催する。

資料作成、議事録の作成、プレゼンテーションの実施等に当たり、長期専門家を支援する。

- 3-3 環境森林・気候変動省と協働してヒマラヤ地域他州の関係者を対象とするセミナーやワークショップを開催する。

資料作成、議事録の作成、プレゼンテーションの実施等に当たり、長期専門家を支援する。

- 3-4 森林及び他の主要開発セクターにおいて、山地災害対策としての治山事業の主流化に向けた政策提言を取りまとめる。

本活動は長期専門家（チーフアドバイザー／治山計画）が実施する。

- 3-5 森林局と他の関連部局との間で治山事業に関する政策協議会を設置する。

本活動は長期専門家（チーフアドバイザー／治山計画）が実施する。

- 3-6 設置された政策協議会で治山事業に関する定例会議を開催する。

資料作成、議事録の作成、プレゼンテーションの実施等に当たり、長期専門家を支援する。

- 3-7 情報共有の程度を確認する。

本活動は長期専門家（チーフアドバイザー／治山計画、治山研修／業務調整）が実施する。

【成果4に係る活動】

以下の活動のうち、活動4-1、4-2については、長期専門家に対して成果品の作成・提案を行う業務を示す。また、活動4-3については、コンサルタントが主体となって実施する。

- 4-1 活動1-1に基づき、治山事業の対策工候補地の選定・優先順位付けをする。

長期専門家が作成した斜面被害所在図に基づき、治山工事を実施する観点から留意事項を提案する。

- 4-2 モデルサイトにおける Off-JT 及び OJT を通じ、円借款担当技術者の能力を強化する。

長期専門家が策定した技術移転計画に基づき、活動1-3～1-7の実施を通じて OJT を実施する。

- 4-3 「ウッタラカンド州森林資源管理事業」の対策工候補地における治山事業の現地調査、設計、監督を支援する。

C/P からの要望に応じて、モデルサイト以外の円借款事業による治山工事について技術的助言を行う。

(3) 成果の中間とりまとめ（2019年12月頃）

- (ア) 上記現地作業の事業成果（担当別技術移転計画の進捗を含む）をモニタリング・評価する。

- (イ) JCCにおいて、長期専門家、C/Pとともにインド政府関係者等に対して活動結果を報告するとともに、これまでの活動から得られた教訓等を踏まえ以降の活動計画（案）について説明しコメントを得る。JCCでの協議内容を

踏まえ、インテリムレポートを作成し、JICA インド事務所及びインド側関係者に提出・報告する。

(4) 成果の最終取りまとめ

(ア) プロジェクト終了時に C/P と合同で、プロジェクト全体の活動成果を評価し、業務完了報告書（案）に取りまとめる。プロジェクトで構築された森林資源モニタリングシステムは、協力終了後に継続・発展することが前提であることから、それに係る提言について長期専門家及びインド側と十分検討し合意されたものを記載すること。

(イ) プロジェクト終了時に開催される JCC において、長期専門家とともにプロジェクト完了報告を行うとともに、協力終了後の森林資源モニタリングシステムの方向性について協議し、共通理解を得る。JCC で出されたコメントは業務完了報告書に反映させ、最終版として JICA インド事務所及びインド側関係者に提出・報告する。

7. 本邦研修に係る業務

本プロジェクトでは、治山・森林保全分野に従事する C/P 職員の能力向上を図る観点から、インド国内において講義または実習を担当する人的リソースや適切な研修環境の確保を行うこととするが、高度な調査・設計技術、施工目的・条件に応じた多様な工法の実施、工事現場における安全対策、環境社会配慮など、本邦での技術移転が必要な一部の分野については本邦にて研修を行うこととする。

具体的には、C/P の能力向上を目的として年 1 回の頻度で 7 名程度の研修員を本邦に受け入れ、2～3 週間の研修を行う。コンサルタントは本業務の趣旨を十分に理解し、C/P と協議の上、4～5 か月前までに研修計画を作成し、JICA の合意を得た上で研修を実施する。なお、当該業務に係る経費に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2016 年 6 月）」を適宜参照の上、積算を行うこと。主な研修に係る業務は以下の通り。

(ア) 研修内容の概定

(イ) 研修参加者の選定と関係機関の調整

(ウ) 研修受講者等からの情報収集による要改善点の把握

(エ) 研修成果の業務への活用促進

2017 年度本邦研修の実施時期は 2017 年 9 月を予定しており、受け入れ機関としては JICA 東京国際センターを予定している。今年度に限り、契約締結予定時期との関係上、長期専門家（治山研修／業務調整）が（ア）、（イ）に関する業務を一部実施することとしているので、積算対象から除外するとともに、長期専門家の指示を受けて（ウ）、（エ）に関する業務を実施すること。

8. 資機材調達等に係る業務

コンサルタントは、業務の実施に必要な以下の機材について、C/P と必要性、数量、

仕様等について調整を行い、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2015年7月）」に沿って調達する。

- ・情報・データ分析管理機材（GIS一式）
- ・現地調査資機材（ドローン、測量器具、CADソフト等）
- ・気象観測機器（調査、安全対策用）

なお、JICAが現地調達する以下の機材については、①基本的仕様の提案、②見積価格、③入札図書案の作成とJICAへの内容説明等の、JICAが行う調達業務を支援する。

なお、入札及び契約手続きはJICAインド事務所が実施する。

- ・車輛（乗用・4WD）2台

9. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、以下のうち業務完了報告書（最終）とする。

業務完了報告書以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。報告書の仕様、印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。

No	報告書名	部数	提出期限
1	インセプションレポート (IC/R)	英文 8部 (C/P へ 5部) 和文 3部 報告書の CD-R (英文・和文)	業務開始から1か月以内
2	業務進捗報告書 (第1号)	英文 6部 (C/P へ 3部) 和文 3部	2017年12月
3	業務進捗報告書 (第2号)	英文 6部 (C/P へ 3部) 和文 3部	2018年6月
4	業務進捗報告書 (第3号)	英文 6部 (C/P へ 3部) 和文 3部	2018年12月
5	業務進捗報告書 (第4号)	英文 6部 (C/P へ 3部) 和文 3部	2019年6月
6	インテリムレポート (IT/R)	英文 8部 (C/P へ 5部) 和文 3部 報告書の CD-R (英文・和文)	2019年12月
7	業務進捗報告書 (第5号)	英文 6部 (C/P へ 3部) 和文 3部	2020年6月

8	業務進捗報告書 (第6号)	英文6部 (C/Pへ3部) 和文3部	2020年12月
9	業務進捗報告書 (第7号)	英文6部 (C/Pへ3部) 和文3部	2021年6月
10	業務完了報告書(案) (DF/R)	英文8部 (C/Pへ5部) 和文3部	2022年1月
11	業務完了報告書 (F/R)	英文8部 (C/Pへ5部) 和文3部 報告書のCD-R (英文・和文)	契約終了時
12	業務完了報告書 (要約)	英文8部 (C/Pへ5部) 和文3部 報告書のCD-R (英文・和文)	契約終了時

【報告書作成の留意点】

- ・ 固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ・ 英文により作成される報告書は、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブの校閲を受けること。
- ・ 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ・ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。
- ・ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合には、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

(2) 報告書の記載項目 (案)

最終的な記載項目の確定にあたっては JICA と受注者で協議、確認する。

(ア) インセプションレポート (IC/R)

- ア プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- イ 業務実施方針 (技術移転計画を含む)
- ウ 業務実施の内容と方法 (作業項目、手法、結果及び全体概念図等)
- エ 作業計画 (作業フローチャート、日程、業務工程、要員配置計画等)
- オ プロジェクト実施体制 (C/P の配置等も含む)
- カ 提出する報告書
- キ 必要なデータと入手方法
- ク 便宜供与依頼事項
- ケ その他必要事項
- コ 附属資料 (R/D、ミニッツ等)

(イ) 業務進捗報告書 (第1号～第8号)

定期的に C/P 機関と活動の進捗についてモニタリングを行うとともに、確認された内容に基づき、業務進捗報告書を作成し、JICA インド事務所及びインド側関係者に提出する。内容について JICA から指摘があった場合には、適宜修正を加えること。また、以下の内容を含むこととする。

- ア 当年度業務の進捗状況
- イ 実施上の課題と対応方針
- ウ 今後半年間を目途とした事業モニタリング計画
- エ 今後半年間を目途とした C/P 及び現地コンサルタント（雇用した場合）等の活動計画

(ウ) インテリムレポート (IT/R)

インテリムレポートについては業務開始時から 2019 年 11 月までの活動期間を対象とし、下記事項を含む報告書を提出するものとする。なお、業務中間報告書の作成にあたっては、2022 年 3 月までに長期専門家と協議の上、JICA 及びインド側に提出する。内容について JICA より指摘があった場合は、適宜修正を加えること。

- ア 業務の実施方法（内容、作業フロー、業務実施人月表、当初計画との変更点及びその理由）
- イ 課題と対応方針
- ウ 協力の成果（当該期間の成果達成状況等についての概要説明）
- エ 相手国との会議議事録、国内における会議議事録等
- オ その他必要事項
- カ 以降の活動計画

(エ) 業務完了報告書 (F/R)

プロジェクト終了までに当該契約業務に関する業務完了報告書（案）を作成し、先方政府ならびに JCC への説明及び内容に関する協議を行う。この協議結果を踏まえ業務完了報告書を修正の上、JICA インド事務所、C/P に最終案を報告し合意を得るものとする。また JICA 地球環境部が開催する会議で、長期専門家と共同で業務完了報告書に基づく最終報告を実施することとする。なお、報告書は契約の履行期間開始以降終了時までの期間を対象とし、下記事項を含むものとする。

- ア プロジェクトの背景
- イ プロジェクトの目的
- ウ プロジェクトの成果一覧（PDM にもとづいた成果の達成状況）
- エ 活動実施スケジュール（実績）
- オ 専門家派遣実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
- カ 研修実施実績（研修分野、研修期間、研修参加者数、研修概要等）
- キ 現地業務費実績（年度ごとの金額実績、再委託業務の成果等）

- ク プロジェクト実施上の工夫、教訓
- ケ 今後のインド国における治山事業の実施に関する提言
- コ 技術協力成果品
 - ・ モデルサイトごとの被害発生メカニズムに関する調査報告書
 - ・ モデルサイトごとの設計図、積算書、入札図書
 - ・ 施工管理に関する業務日誌
 - ・ モニタリングマニュアル

(3) 収集資料

プロジェクト終了時に、契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型フォーム）を提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程計画

本業務は2017年6月下旬に開始し、57か月後の2022年3月を終了の目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：

現地作業 約 76MM

国内作業 約 4MM

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）は以下の通り。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(ア) 総括／治山事業調査／治山事業設計・積算（2号）

治山技術に関する最新の動向を理解した上で、モデルサイト及びその他の円借款事業による施工地において、治山工事の実施に必要な調査・設計・積算に関する技術移転を行う。また、インド政府との協議やセミナー等において、コンサルタントとしての見解を述べ議論を行うことが期待されるため、優れたコミュニケーション及びプレゼンテーション能力が要求される。このため、治山、砂防、防災、森林保全に関する修士号を有し、当該分野における国内外での業務従事経験が5年（総括は10年）以上あることが求められる。

(イ) 治山事業施工管理（3号）

モデルサイト及びその他の円借款事業による施工地において、治山工事の施工管理やモニタリングに関する技術移転を行う。また、C/P や円借款事業で雇用される技術者（ToE）と密接に連携しながら業務を行う必要があるため、十分なコミュニケーション能力が要求される。このため、土木工学、治山、砂防、防災又は森林保全に関する学士号を有し、当該分野における国内外での業務従事経験が5年以上あることが求められる。

(ウ) 研修監理

3. 相手国側の便宜供与

R/Dを参照のこと。

4. 参考資料

(1) 閲覧資料

地球環境部 自然環境第一チームにお問い合わせください(Tel: 03-5226-9528))。

- ・「ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト」詳細計画策定結果
- ・「ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト」R/D
- ・ JICA(2015), Survey on Forest Disaster Management in Uttarakhand of the Republic of India Final Report
- ・ JICA(2015), インド国ウッタラカンド州山地災害に係る補足調査報告書（和文要約）
- ・ JICA(2014), The Preparatory Survey for Uttarakhand Forest Resource Management Project in India Final Report Volume I, II

(2) 公開資料（JICA Web サイトより入手可）

- ・「ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト」事業事前評価表
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1600707_1_s.pdf)

5. 現地再委託

再委託事業としては、地形測量、CAD、地質調査の実施を想定しており、必要と判断する理由とともにプロポーザルの中で提案すること。現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

なお、現地再委託に係る経費は別見積とする。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のためのインド国関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。ウッタラカンド州の一部にはインド外務省へ事前許可申請が必要な地域があるため、移動の際には事前に JICA インド事務所に確認すること。また、JICA インド事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

7. 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

8. インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適當な場合には、JICA 担当部署と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

- (1) 国連地図⁶を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン⁷を参照)。
 - (ア) データの参照元が国連である
 - (イ) 当該加工は JICA によるものである、
- (2) 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない⁸各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土であるかを示さない（(1)で示した国連地図と同様の対応）。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。
- (3) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、(2) 同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

10. 部分払い

本業務においては、契約期間が 57 ヶ月の長期に及ぶため、インテリムレポートを中間成果品として、部分払いを認めることとする。

— 以 上 —

⁶<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

⁷<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

⁸記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA”